

## 令和6年2月以降の対応について

時 期	位置付け	入浴可能な方	入 浴 場 所	担当部署
令和6年 2月～3月	若松湯仮設 浴室	市内の自宅に浴室が ない住民の方	市営前畑住宅5号棟	人権推進課
令和6年4月 ～ 令和7年3月	市営前畑住宅 共同浴室	市営前畑住宅2棟、3 棟、8棟、10棟に居住 されている住民の方	102号、103号、108号	住宅公園課

※なお上記の際は、事前予約制、入浴時の人数・時間の制限もさせていただく予定です。

また、令和6年3月末までは、入浴料は変わりません。